

令和8年2月26日開催

付議事件

- 1 第18号議案 府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 付議事件1、第18号議案 府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○加藤雄二郎建築指導課長補佐 ただいま議題となりました第18号議案 府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案につきましては、小柳町六丁目西武住宅地区地区計画を変更することに伴い、府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例について所要の改正を行うものでございます。なお、当該地区計画につきましては、本年1月9日に開催された府中市都市計画審議会においてお認めいただいております、告示に向けた手続を進めている状況でございます。

システムの2ページをお願いいたします。本案の第1条は、府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、別表第1については本条例の適用区域を定めるもので、本地区計画の名称及び地区整備計画が定められた区域名称が変更になることから、1の項中、「府中都市計画小柳町六丁目西武住宅地区地区計画」を「府中都市計画小柳町六丁目地区地区計画」に、「小柳町六丁目西武住宅地区地区整備計画区域」を「小柳町六丁目地区地区整備計画区域」にそれぞれ改めます。

次に、別表第2については、本条例の適用区域内における制限を定めるもので、記載の表は、縦軸に計画地区の区分を、横軸に建築物の制限に関する事項を表示しております。1の項として地区整備計画区域が定められた区域の名称を「小柳町六丁目西武住宅地区地区整備計画区域」から「小柳町六丁目地区地区整備計画区域」に改め、表中一番右側のク欄、平仮名の「さく」を、文言整理のため、漢字の「柵」に改めます。

システムの3ページをお願いいたします。

初めに計画地区の区分でございますが、本地区計画の変更により地区整備計画区域が地区計画区域の全域となり、計画地区の区分がなくなることから、住宅地区の記載を削除いたします。

次に建築物の用途の制限でございますが、対象となる建築物の範囲をより明確にするため「(1)住宅(長屋を除く。)」を「一戸建ての住宅」に改めます。

続いて表の右側、垣または柵の構造の制限でございますが、垣または柵の基礎の制限を明確にするため、「道路、公園及び緑道に面する部分に設ける場合に限る。」を「当該垣又は柵の部分のうち、高さが0.4メートル以下の部分及び門柱を除き、道路、公園又は緑道に面する部分に設ける場合に限る。」に改めます。

続いてページ下段、第2条でございますが、第2条は府中市景観条例の一部を改正するものでございます。

システムの4ページをお願いいたします。別表は、建築物または工作物の形態または色彩その他の意匠について、景観計画の色彩基準に適合しなければならないこととする適用区域を定めるもので、13の項として、昭和61年7月府中市告示第53号に定める府中都市計画小柳町六丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域を追加いたします。

最後に、ページ中段の付則となりますが、第1項として、この条例は公布の日から施行するものいたします。

第2項は府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置で、この条例の施行の際、第2条の規定による改正後の府中市景観条例、以下「新景観条例」といいますが、その規定の適用を受ける区域のうち、別表13の項に規定する区域、以下「適用区域」といいますが、その区域内に現に存する建築物もしくは工作物、以下「建築物等」といいますが、または現に適用区域内において新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えもしくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第13条の2の規定に適合しない場合または同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等またはそれらの部分に対しては、新景観条例第3章の2の規定は適用しないこといたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。大室委員。

○大室はじめ委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。意見のみですが、今回、地区計画の制限の変更をすることによって、都市の景観向上や都市の価値向上に資する取組であると思いますので、本議案には賛成いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第18号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 2 第27号議案 令和7年度府中市下水道事業会計補正予算（第2号）

○奈良崎久和委員長 次に、付議事件2、第27号議案 令和7年度府中市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました第27号議案 令和7年度府中市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

システムの4・5ページをお開きください。今回の下水道事業会計補正予算は、基金の利率変更に伴う対応、事業の見直しに伴う委託料や企業債、国庫補助金、都補助金に係る対応、消費税及び地方消費税に係る対応及び過年度損益勘定留保資金の額が確定したため、今後の下水道事業における財政需要への備えとして基金への積立原資として計理するほか、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出各々について、執行見込に基づきまして既定予算の増減を行うものでございます。補正額でございますが、第2条（収益的収入及び支出の補正）は収益的収入及び支出において、収入は5,830万2,000円を増額し、予定額49億8,051万8,000円、支出は3,603万円を増額し、予定額49億1,897万2,000円、第3条（資本的収入及び支出の補正）は資本的収入及び支出において、収入は3億22万1,000円を差し引き、予定額10億2,318万1,000円、支出は2億6,516万円を差し引き、予定額14億3,761万8,000円としております。なお、補正予算（第1号）時点において「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,937万6,000円」としていたのは、「4億1,443万7,000円」に改めるとともに、補填財源の記載につきまして「過年度損益勘定留保資金1億5,694万6,000円及びに当年度分損益勘定留保資金2億5,749万1,000円で補填するものとする。」に改めるものでございます。

5 ページに移りまして、第4条（企業債の補正）は、対象事業の実績等に合わせ、限度額の変更をするものでございます。

以下、システムの18、19ページからの「補正予算実施計画明細書」によりまして、御説明申し上げます。款の1 下水道事業収益、項の2 営業外収益、目の1 受取利息、説明欄の2の1は利率の変更に伴い基金利息を増額するもの。目の2 補助金、説明欄の1の1は補助対象事業である全国特別重点調査等事業委託により、国庫補助金を増額するもの。2の1は補助対象事業である全国特別重点調査等事業委託により、都補助金を増額するもの。

以上、補正前の収入合計49億2,221万6,000円に対しまして、今回の補正額は5,830万2,000円の増額で、補正前の額に対しまして、1.2%の増となり、収入合計は49億8,051万8,000円となります。

システムの20、21ページをお開きください。款の1 下水道事業費用、項の1 営業費用、目の1 管渠費、説明欄の5の7は竣工図電子データ化業務委託費及び下水道事業におけるPPP/PFI導入に向けた事前検討業務委託費の契約差金により減額するもの。項の2 営業外費用、目の2 消費税及び地方消費税、説明欄の1の1は事業費の減額により、消費税を再計算した結果、増額するもの。

以上、補正前の支出合計48億8,294万2,000円に対しまして、今回の補正額は3,603万円の増額で、補正前の額に対しまして0.7%の増となり、支出合計は49億1,897万2,000円となります。

システムの22、23ページをお開きください。款の1 資本的収入、項の1、目の1 企業債、この目の主な減額の理由は、起債対象事業であるストックマネジメント事業及び下水道管新設工事業の見直したことによるものでございます。説明欄の1の1は起債対象事業であるストックマネジメント計画及び下水道管新設工事の見直しにより減額するもの。2は起債対象事業である流域下水道建設負担金額変更により減額するもの。項の4、目の1 国庫補助金、説明欄の1の1は補助対象事業であるストックマネジメント計画及び下水道管路の全国特別重点調査の見直しにより減額するもの。項の5、目の1 都補助金、説明欄の1の1は補助対象事業であるストックマネジメント計画の見直しにより減額するもの。

以上、補正前の収入合計13億2,340万2,000円に対しまして、今回の補正額は、3億22万1,000円の減額で、補正前の額に対しまして22.7%の減となり、収入合計は10億2,318万1,000円となります。

システムの24、25ページに移りまして、款の1 資本的支出、項の1 建設改良費、目の2 管路建設改良費、説明欄の2の1はストックマネジメント計画、下水道管路の全国特別重点調査及び負担金の対象事業見直しにより減額するもの。目の4 流域下水道建設負担金、説明欄の1の1及び2は記載の負担金を見込みに合わせて減額するもの。項の4、目の1 基金造成費、説明欄の1の1は過年度損益勘定留保資金が確定したことにより当該基金積立原資を増額するものです。なお、令和7年度末の基金残高見込額は95億4,500万円です。

以上、補正前の支出合計17億277万8,000円に対しまして、今回の補正額は2億6,516万円の減額で、補正前の額に対しまして15.6%の減となり、支出合計14億3,761万8,000円となります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 奈良崎久和委員長 説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。大室委員。
- 大室はじめ委員 補正予算につきまして1点質問がありますけれども、今回の補正予算の特徴を教えてください。また、令和8年度当初予算に与える影響も踏まえて教えていただければと思います。お願いいたします。
- 奈良崎久和委員長 御答弁願います。どうぞ。

○奥 恵一下水道課長補佐 答えいたします。今回の補正予算の主な特徴でございますが、収益的収支では、下水道施設改築基金の受取利息が上昇したことによる収入の増、事業の変動に伴い、仮払い消費税を精査したことによる支出の増がございます。資本的収支の収入においては、事業の見直し等により、企業債及び補助金の額を減額しております。

一方、支出では、管路建設改良費において事業費を減額しており、ストックマネジメント計画に基づく詳細設計の結果、実施数量の差異が生じたことと、全国特別重点調査における工事着手を令和8年度へ延伸したことが理由でございます。また、基金造成費では、今後の老朽化対策に備え、下水道施設改築基金へ1億5,000万円を積み増ししております。

最後に、令和8年度当初予算に与える影響でございますが、令和8年度は当年度純損失額を約5億円見込んでおります。今回の補正予算での上方修正した利益を繰り越すことにより、損失を補填し、経営の維持に寄与できるものと認識しております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。今回の補正予算で上方修正した利益が次年度予算に繰り越すことで次年度に補填されるということですので、下水道経営の維持につながっているのかと思います。本補正予算の内容が理解できましたので、今回の議案につきましては賛成いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第27号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

### 3 第34号議案 令和8年度府中市下水道事業会計予算

○奈良崎久和委員長 次に、付議事件3、第34号議案 令和8年度府中市下水道事業会計予算を議題といたします。説明は省略となります。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました第34号議案 令和8年度府中市下水道事業会計予算につきまして、御説明申し上げます。

それでは、システム172、173ページをお願いいたします。初めに予算の概要でございますが、第2条（業務の予定量）は事業活動の基本目標を定めるもので、計画人口26万606人、年間処理水量3,692万5,000立方メートルを見込んでおります。金額では、主な建設改良事業といたしまして、ア 管路建設改良費11億8,065万2,000円は当初予算ベース対前年度比3億4,996万5,000円、42.1%増、イ ポンプ場建設改良費200万円は、118万5,000円、37.2%減でございます。第3条（収益的収入及び支出）は収入予定額に、第1款下水道事業収益は52億2,944万6,000円、支出予定額には、第1款下水道事業費用を56億8,185万3,000円とするものでございます。第4条（資本的収入及び支出）は収入予定額に、第1款資本的収入は16億6,963万2,000円、支出予定額には、第1款資本的支出を19億7,450万円とするものでございます。なお、補填財源について「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、3億486万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,573万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金2億2,913万7,000円で補填

するものとする。」と記載しております。第5条（債務負担行為）は、債務負担行為の事項等を定めるもので、2件分で限度額20億5,991万1,000円としております。第6条（企業債）は起債の目的等を定めるもので、限度額は10億5,600万円としております。

システム174、175ページに移りまして、第7条（一時借入金）は、その限度額を10億円としております。「第8条」及び「第9条」は、支出経費の流用について定めるものでございます。予算の概要は以上となります。

以下、システム202、203ページからの「当初予算実施計画明細書」につきまして、順次御説明申し上げます。款の1下水道事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料、説明欄の1の1は165万7,460件分、汚水量約2,814万7,638立法メートルに対するもの、目の2雨水処理負担金、説明欄の1の1は下水道事業における雨水処理経費として、国の「地方公営企業への操出金の基本的な考え方」に基づきまして、一般会計が負担するもの、目の3受託事業収益、説明欄の1の1は第四都市下水路維持管理経費に占める国立市負担分、目の4その他営業収益、説明欄の1の1は責任技術者新規登録料一件当たり3,000円1件分、2は下水道工事指定店新規登録料一件当たり1万円、15件分、更新手数料一件当たり5,000円、62件分、2の1は、閲覧資料等複写料一枚当たり10円、3,600件分、2は排水施設及び電気通信施設等の下水道用地占用料6件分です。項の2営業外収益、目の1受取利息、この目の主な増額の理由は、当該基金及び積立金の見込利率が増加したことによるものでございます。説明欄の1の1は当該公営企業資金管理口座に付く普通預金利息利率0.183%、2の1は当該基金の見込運用益利率0.5%及び積立金の見込運用益利率0.95%、目の2補助金、この目の主な増額の理由は、ストックマネジメント計画及び総合地震計画に関する補助の活用により、補助金対象事業が増加したことによるものでございます。説明欄の1の1は国庫補助金、ストックマネジメント計画に基づくマンホール鉄蓋更新、公共下水道施設調査委託及び総合地震対策計画における管路施設耐震診断調査の財源に充てるもの、補助率は50/100、説明欄の2の1は都補助金、ストックマネジメント計画に基づくマンホール鉄蓋更新及び公共下水道施設調査委託の財源に充てるもの、補助率は国費連動分で100分の2.5、総合地震対策計画における管路施設耐震診断調査の財源に充てるもの、補助率は国費連動分で100分の25、単独分が100分の50。

システム204、205ページに移りまして、目の3長期前受金戻入、説明欄の1の1から説明欄の6の1までは、記載の各事項において「繰延収益」に計上していた長期前受金の減価償却見合い分を収益化するもの、目の4消費税及び地方消費税還付金、説明欄の1の1は仮払消費税と仮受消費税の差分相当を見込むもの。

以上、収益的収入の合計は52億2,944万6,000円で、前年度予定額48億8,823万3,000円に対しまして3億4,121万3,000円、7.0%の増となります。

システム206、207ページに移りまして、款の1下水道事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、この目の主な増額の理由は、ストックマネジメント計画に基づくマンホール鉄蓋更新、公共下水道管撤去工事及び新たな管路マネジメント作成業務委託によるものでございます。説明欄の1の1はゴム手袋ほか維持管理に係る備品・消耗品購入代、2は人孔及び公共柵蓋の購入費用人孔鉄蓋190枚、公共柵蓋30枚、2の1は維持管理作業車両等の燃料代、3の1は貯留施設等下水道施設の操作盤等に係る電気代、4の1は第二都市下水路の流量計光回線使用料、5の1は下水道施設の維持補修及び点検・清掃業務等委託、2は下水道施設等工事測量設計、法定点検に基づく計画設計、耐震化工事詳細設計及びストックマネジメント計画における設計委託、3は公共下水道施設調査、人孔内における汚泥深調査、耐震化に係る管路施設診断調査、下水道取付管維持補修工事に係る調査及び公共下水道法定点検、4は雨水吐、工場排水及び公共下水における水質検査委託、5は公共下水道台帳システムのデータ追加、修正等作業及び保守委託、6は下水道事業都市計画決定見直し等委託、新たな管路マネジメント作成業務委託、是政排水樋管、矢崎都市下水路吐口構造概略設計及び機械設備基本設計業務委託、7は下水道

管渠内点検に使用するガス警報機定期点検委託、排水設備計画届出書等電子データ化業務委託、下水道施設竣工図電子データ化業務委託、下水道計画図電子データ化業務委託、下水道事業におけるウォーターPPP導入に向けた支援業務委託及び下水道使用料改定に向けたチラシ全戸配布業務委託、6の1は第二都市下水路流量計に係るインターネットプロバイダー料、7の1は貯留槽監視システム借上料及び鉄道用地賃貸借料、8の1は維持管理作業車両の車検整備代5台分及び修理代、2は下水道本管及び取付管等維持補修経費、9の1は都道占用工事における監督事務費15件分、2は調布幹線維持管理に伴う経費、3は水道管、ガス管及び電柱等移設に要する経費、10の1は維持管理作業車両5台分、11の1は大口径管路内部補修工事、公共下水道管撤去工事、新庁舎建設に伴う公共樹、取付管布設替え工事及び関戸橋架け替え事業における公共下水道整備工事、12の2は維持管理作業車両の自賠責及び任意保険料です。目の2ポンプ場費、この目の主な増額の理由は、押立ポンプ場耐震診断及び基本設計業務委託によるものでございます。説明欄の1の1は押立ポンプ場に係る消耗品購入代、2の1は押立ポンプ場自家発電機軽油代。

システム208、209ページに移りまして、3の1は押立ポンプ場運転に係る電気代、2は押立ポンプ場運転に係る水道代、4の1は押立ポンプ場の電話料、5の1は押立ポンプ場施設管理における保守点検委託、2は押立ポンプ場の耐震診断及び基本設計業務委託、6の1は押立ポンプ場の緊急修繕費、7の1はポンプ場建屋に係る火災保険料、目の3管理費（総係費）、説明欄の1の1は職員8名分、2の1は月額制会計年度任用職員1名分、3の1は本年度における職員に係る期末勤勉手当の昨年度負担相当額、2は本年度における月額制会計年度任用職員に係る期末手当の昨年度負担相当額、4の1は職員8名分、2は月額制会計年度任用職員1名分、5の1は本年度における職員に係る法定福利費の昨年度負担相当額、2は本年度における月額制会計年度任用職員に係る法定福利費の昨年度負担相当額、6の1は職員の出張等交通費、7の1は下水道事業に関する有識者報酬費、8の1は職員の作業服及び安全靴等購入代、9の1はトナーカートリッジ等事務消耗品、例規等追録及び参考図書等購入代、10の1は下水道使用料改定に伴う市民周知用チラシ作成費、11の1はファックス回線使用料、2は後納郵便料950通分、12の1は公営企業会計システム保守委託、2は公認会計士アドバイザー業務委託、13の1は金融機関振込手数料300件分。

システム210、211ページに移りまして、14の1は下水道積算システム、パソコン、コピー複合機等借上料及び刊行物掲載価格情報利用料、15の1は物品等緊急修繕費、16の1は下水道事業に関する各種研修及び安全運転管理者法定研修参加費、17の1、2及び3は記載団体年会費、4は東京都水道局への下水道使用料徴収事務委託経費、18の1は、本年度における下水道使用料不納欠損見込み、19の1は下水道賠償責任保険料、20の1は「はなれ」移転にかかる課独自端末等の移設作業費、目の4流域下水道維持管理負担金、説明欄の1の1は北多摩一号及び森ヶ崎水再生センターにおいて処理される、本市の見込汚水量2,841万2,000立方メートル、見込雨水量851万3,000立方メートルに対する負担金、目の5減価償却費、説明欄の1の1は押立ポンプ場建屋に対するもの、2は管渠施設等に対するもの、3は押立ポンプ場の電気設備やその他機械等設備に対するもの、4は維持管理作業用車両等に対するもの、5は維持管理に必要な工具等に対するもの、説明欄の2の1は北多摩一号及び森ヶ崎水再生センターの施設利用権に対するもの、2は公営企業会計システムのソフトウェアに対するもの、目の6資産減耗費、説明欄の1の1は下水道管渠布設替工事等に伴う既設管渠の除却に係る経費、項の2営業外費用、目の1支払利息、説明欄1の1及び1の2は記載企業債の償還利息、2の1は一時借入した場合の支払利息を見込んだもの、目の2消費税及び地方消費税、システム212、213ページに移りまして、説明欄の1の1は科目存置、項の3特別損失目の1過年度損益修正損、説明欄の1の1は科目存置、項の4、目の1予備費、説明欄の1の1は前年同様、同額です。

以上、収益的支出の合計は56億8,185万3,000円で、前年度予定額47億9,411万2,000円に対しまして8億8,774万1,000円、18.5%の増となります。

システム214、215ページに移りまして、款の1資本的収入、項の1、目の1企業債、説明欄の1の1はストックマネジメント計画に基づく管更生工事、東八道路の重要下水道管路更新事業における下水道管路改築工事、都市計画道路3・2・2の2号築造工事、都市計画道路3・4・16号線下水道管新設工事及び国有地取得に対するもの、2は北多摩一号及び森ヶ崎水再生センター等の建設改良工事に対するもの、項の2、目の1他会計負担金、説明欄の1の1は人件費を含め、ストックマネジメント計画に基づく管更生工事、東八道路の重要下水道管路更新事業における下水道管路改築工事、都が実施する都市計画道路3・2・2の2号築造工事、都市計画道路3・4・16号線下水道管新設工事、国有地取得、水再生センターの建設改良工事等及び雨水処理経費として一般会計が負担するもの、2は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債の元金償還金のうち、雨水処理経費として一般会計が負担するもの、項の3負担金等、目の1受益者負担金、説明欄の1の1は受益者負担金徴収猶予取消見込み10件分、項の4、目の1国庫補助金、この目の主な増額の理由は、ストックマネジメント計画及び東八道路の重要下水道管路更新事業に関する補助の活用により、補助金対象事業が増加したことによるものでございます。説明欄の1の1は国庫補助金、ストックマネジメント計画に基づく管更生工事及び東八道路の重要下水道管路更新事業における下水道管路改築工事の財源に充てるもの、補助率は100分の50、項の5、目の1都補助金、この目の主な増額の理由は、ストックマネジメント計画及び東八道路の重要下水道管路更新事業に関する補助の活用により、補助金対象事業が増加したことによるものでございます。説明欄の1の1は都補助金、ストックマネジメント計画に基づく管更生工事の財源に充てるもの、補助率は国費連動分が100分の25、単独分が100分の50、東八道路の重要下水道管路更新事業における下水道管路改築工事の財源に充てるもの、補助率は国費連動分で100分の25。

以上、資本的収入の合計は16億6,963万2,000円で、前年度予定額13億299万6,000円に対しまして3億6,663万6,000円、28.1%の増となります。

システム216、217ページに移りまして、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1建設総務費、この目の主な増額の理由は、職員の増員により人件費が増加したことによるものでございます。説明欄の1の1は職員9名分、2の1は本年度における職員に係る期末勤勉手当の昨年度負担相当額、3の1は職員9名分、4の1は本年度における職員に係る法定福利費の昨年度負担相当額、目の2管路建設改良費、説明欄の1の1はストックマネジメント計画に基づく詳細設計委託、2はストックマネジメント計画に基づく管更生工事約1,200メートル、2の1は都市計画道路3・2・2の2号築造工事における下水道管渠布設経費に係る本市負担分、3の1は下水道本管等施設新設改良工事、東八道路の重要下水道管路更新事業における下水道管路改築工事及び都市計画道路3・4・16号線下水道管布設工事、目の3ポンプ場建設改良費、この目の主な減額の理由は、前年度に比べ予定する工事が少ないことによるものでございます。説明欄の1の1は自家発電機ラジエーター整備及び水位計更新、目の4流域下水道建設負担金、この目の主な減額の理由は、北多摩一号水再生センターにて、水処理設備再構築及び汚泥処理設備再構築の建設経費が前年度より減額したことによるものでございます。説明欄の1の1は北多摩一号及び森ヶ崎水再生センター建設経費の本市負担分、2は流域下水道改良経費市町分担金、本市負担分、項の2固定資産購入費、目の1有形固定資産購入費、この目の主な皆増の理由は、国有地の取得によるものでございます。説明欄の1の1は国有地の取得、2はウインチの購入、目の2無形固定資産購入費、この目の主な減額の理由は、前年度に主な公共下水道台帳システム構築業務が完了したことによるものでございます。説明欄の1の1は公営企業会計システムのカスタマイズ及び公共下水道台帳システムのカスタマイズに要する経費、項の3、目の1企業債償還金、システム218、219ページに移りまして、説明欄の1の1及び1の2は記載事業債の元金償還金、項の4、目

の1基金造成費、説明欄の1の1は下水道施設の改築更新に対応するため積立てるもの、令和8年度末の見込基金残高95億9,500万円、項の5、目の1予備費、説明欄の1の1は前年同様、同額です。

以上、資本的支出の合計は19億7,450万円で、前年度予定額16億3,558万6,000円に対しまして3億3,891万4,000円、20.7%の増となります。

以上、令和8年度府中市下水道事業会計予算の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 これより質疑・意見を求めます。大室委員。

○大室はじめ委員 下水道予算のほうにつきまして、4点ほど質問があります。

まず1点目です。老朽化対策、耐震化の推進と将来更新に備えた予算となっているかと思いますが、今回の予算の特徴について教えてください。

2点目、東京都の流域下水道維持管理負担金の単価改定が行われることや、今後増加する建設事業費、企業債償還金等に対する財源の確保が必要であるという理由から、令和7年度の第4回定例会において一般汚水の下水道使用料が改定されて、令和8年10月1日から施行されますけれども、本予算にはどのように反映されるのか教えてください。

3点目、府中市下水道事業経営戦略の内容も交えてお伺いします。改築事業の進展により財源不足が想定される中、これまで年間13億円から14億円で推移してきた一般会計繰越金を見直すとしています。一般会計繰入金の増額は今後どの程度を想定しているのか、また一般会計への影響をどのように評価しているのか、お聞かせください。

4点目、企業債残高の抑制が将来世代負担の軽減を目的としていますが、基金活用と企業債活用のバランスについて、どのような財政運営方針を持っているのかお聞かせください。

以上4点、よろしくお願ひします。

○奈良崎久和委員長 答弁願ひします。お願ひします。

○奥 恵一下水道課長補佐 順次お答えいたします。

まず、1点目の令和8年度当初予算の特徴でございますが、老朽化対策等、耐震化に着目してお答えいたします。まず、老朽化対策については、埼玉県八潮市での道路陥没を受けて、国からの要請に基づき進めております全国特別重点調査での結果と緊急輸送道路としての社会的影響の大きさなどを踏まえまして、令和8年度から令和9年度にかけて東八道路の下水道管路改築工事を実施いたします。また、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管更正工事や設計作業を進めるとともに、管路内調査も並行して実施いたします。

次に、耐震化については、本年度策定予定の第4期下水道総合地震対策計画に基づき、耐震化管路の建設に向けた詳細設計委託と耐震診断調査を実施いたします。このほかにも様々な事業展開を図ってまいります。何よりも市民生活を支える重要なインフラである下水道施設を適切に維持管理できるよう、引き続き取り組んでまいります。

2点目の下水道使用料の改定に伴う当初予算への反映状況でございますが、システムの202ページから203ページに記載させていただいております下水道使用料の収入において、前年度比約2億円の増額を見込んで計上させていただいております。なお、改定後の使用料の適用は本年10月以降となるため、令和8年度予算においては、改定による影響を半年分だけ見込んでおるところでございます。

続きまして、3点目の一般会計繰入金の関連でございますが、令和8年度予算においては、一般会計からの繰入金を1億円増額し、15億円を計上しております。なお、今後につきましては、府中市下水道事業経営戦略において、令和8年度から令和17年度までは年間15億円を見込んでおるところでございます。また、一般会計の影響についてでございますが、下水道事業では、雨水公費、汚水私費の原則が示されておりますので、この考え方にに基づき、一般会計より繰り入れる必要があるものと認識しております。

最後、4点目の基金と企業債の考え方の御質問でございますが、まず、企業債の借入

れについては、資金の調達後に毎年度返済していくことで、工事時点いつときの負担とせず、世代間の負担の公平を図るという目的がございます。一方で、多額の企業債は、支払い利息の増加など経営面での負担が増すことから、基金も活用して、企業債の借入額を抑制することも大切な観点でございます。今後も世代間負担の公平性の確保と下水道事業の経営の安定化、それぞれの考え方を大切にしつつ、適切なバランスで財政運営を行ってまいります。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。内容について理解いたしました。2回目の質問になりますが、3点ございまして、まず、法定耐用年数超過、延長をしている割合は現在どのくらいかお聞かせください。

2点目ですが、老朽化対策に関しまして、新たな管路マネジメント作成業務委託が予算計上されていますけれども、この詳細について教えてください。

3点目ですが、是政排水樋管、矢崎下水路吐口、押立ポンプ場に関して、それぞれ新たな予算が計上されていますけれども、その詳細を教えてください。

以上3点お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。お願いします。

○奥 恵 一下水道課長補佐 2回目の御質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の法定耐用年数を超過している割合という御質問でございますが、法定耐用年数である50年を超過した管渠延長は、令和6年度時点で、総延長767キロメートルのうち172キロメートルであり、全体の約22%でございます。

次に、2点目の新たな管路マネジメント作成業務委託についてお答えいたします。国においては、埼玉県八潮市での道路陥没を受けて、大規模な下水道の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こすおそれのある地下管路の施設管理の在り方などを専門的見地から検討するための委員会を設置しております。そのため、委員会での検討を経て、新たなインフラマネジメントの方向性が示されるものと認識しているところでございます。本当初予算では、国の考え方も踏まえつつ、今後は下水道管路そのものの特性も考慮した上で、本市下水道事業における新たな管路マネジメントを作成する必要があるため、当該費用を計上させていただいたところでございます。

最後の御質問でございますが、まず、是政排水樋管と矢崎都市下水路吐口については、将来の電動化及び遠隔操作化を見据えまして、構造概略設計と機械設備基本設計に係る業務委託を計上させていただいております。

次に押立ポンプ場でございますが、当該施設は自然流下できない施設周辺の汚水を、最終的には北多摩一号水再生センターへ届けるための重要な役割を担っておるところでございます。そのため、当該施設の耐震診断及び基本設計に係る業務委託を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○塩澤雄二下水道課長 すいません、補足させていただきたいと思っております。ここに3点、新しく予算計上させていただいたんですけども、これは下水道課として肝煎りの予算になっておりまして、新たな管路マネジメントにつきましては、今、ストックマネジメントをエリアごとでやっているんですけども、そこにもうちょっと加えまして、新たな重要な路線からの視点で点検、調査していくというような、その視点も含めてやっていきたいと思っております。

あと、是政と矢崎の樋管のところなんですけども、令和元年の台風19号のときにもあったんですけども、今、あそこの樋門に関しまして、手動でゲートがあるんですけども、これを将来的には遠方操作化というのは電動化していきたいなというところをまず取っかかりの予算を計上させていただいております。

あと、押立ポンプ場なんですけども、これももう50年経過しておりまして、地下のピットのためるところがあるんですけども、そこも結構老朽化が見受けられておりまして、これも単発的に修繕するんじゃなくて、ちゃんと将来を見据えた、耐震も含めた、もしくは建て替えも含めた、その辺の視点も考慮させていただいた予算で、将来的にこの三つの施設、三つの予算で肝煎りで進めていきたいなと思っておりますので、すいません、補足でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 多岐にわたる説明をいただきまして、ありがとうございました。こちら、下水道事業の課題として、使用料収入が今後減少する一方で、更新費が増大していくという点が挙げられますけれども、企業債残高が増加して基金が減少する一方で、中長期的には財政力が逼迫することが予想されております。市民生活を支える重要なインフラだという下水道施設について、世代間負担の公平性の確保と経営の安定化がバランスよく運営できるような今後の取組に期待しつつ、本議案につきましては賛成いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。何件かお願いいたします。

八潮の状況、ガスで本管が腐食していってしまうという現実と、都の値上げの方針ということですね。下水道課は本当に大変な思いをされて、今そういう状況に置かれているんだなと思います。本当に御苦労さまです。

それで、今後都の方針によって下水道料金の改定というか、スケジュールを教えてもらいたいんですけど、市が負担していく状況、たしか半年間だったと思うんですけど、そのスケジュールと、できる範囲で説明していただきたいというところと、あと値上げをしていくに当たり、まだあまり見えてこないというか、発信的なものはまだないと思うんですけども、今後の市民に対して説明していくというか、うまく説明できるのかなという、ちょっと心配だということと、あと二つ、他市の値上げによる状況というか、大変だったりすると思うんですけども、御存じの範囲で教えてくださいということ、府中市では他市と違い、こういうことで、市民の負担を減らしていくと思うんですけども、その辺の説明を教えてくださいなと思います。四つほどお願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。お願いします。

○奥 恵 下水道課長補佐 順次お答えさせていただきます。

まず、東京都の流域下水道維持管理負担金についてですが、こちらについては、東京都のほうで都議会に諮る形で最終的に改定が決定する形となっております。そちらについては、今回の都議会第1回定例会で議案として東京都が提出しているということで伺っており、予定では3月27日の最終日に最終的な審議をいただくということでお聞きしております。

議案の内容でございますが、本年4月1日から値上げする単価を用いてというところでの議案となっておりますので、都議会のほうでそちらが可決されましたら、維持管理負担金については来年度、4月1日から適用になる予定でございます。

流域下水道維持管理負担金については、毎年四半期に分けて東京都に支払っておりますが、そちらが新しい改定の金額で、また請求が都から来るものと認識しておりますが、そちらが改定したのものとして、今年度、市の下水道事業会計の予算については予算計上させていただいております。

本市の下水道料金の改定については、あくまで10月1日という形でございますので、そちらについては半年間、足らない部分については、先ほども補正のほうで御答弁させていただいたように、令和6年度、令和7年度の利益の余りの部分でそちらを補填するような形で考えているところでございます。

2点目の本市の下水道使用料の改定に伴っての市民への周知、発信というところでご

ざいますが、まず、前回の第4回市議会定例会で条例改正のほうをお認めいただきましたので、そちらを踏まえまして、広報ふちゅうの2月1日号で使用料の改定というところをお知らせさせていただいたところでございます。また、それに合わせまして、市のホームページでも詳細な内容を周知させていただくとともに、メール配信システムを使いましてお知らせをさせていただいたところでございます。

なお、今後についてですが、実際の改定、それが適用されるのは10月1日ということで、まだ先になりますので、今回予算計上させていただいて、この予算をお認めいただいたらという前提にはなるんですが、来年度の8月から9月頃に下水道使用料の改定についての周知のチラシを、事業所も含めまして全戸配布させていただくような予算を組ませていただいていますので、そういったところも踏まえまして対応していきたいと考えておるところでございます。

3点目の他市の下水道使用料の改定の状況でございますが、まず今年度で言いますと、9月議会であきる野市が下水道使用料の改定というところを市議会に提出しております。また、本市と同じように第4回定例会、12月議会においては調布市と立川市も同じような動きをさせていただいております。なお、伺っているところと言うと、今回、3月議会で小金井市も同様の動きをしているというところでは聞いていないところがございます。

最後、今後下水道使用料を改定するに当たって、本市の考え方というか、姿勢というところの御質問であったかと思いますが、前回の委員会でも御答弁させていただいたように、今後維持管理負担金の増が見込まれるなどの理由から、下水道使用料の改定議案を前回出させていただいたところですが、本市下水道課といたしましても可能な限り、使用料以外の歳入の増であったり、また支出の面で言いますと、なるべく効率化できる工事とかは併せてやることよってのコストダウン、そういったところを併せながら健全な経営を進めていく中で、使用料の料金改定についても、引き続き市民の皆様、事業者の皆様にご理解をいただけるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。最後から行くと、もう一回質問なんですけれども、事業所は負担がやはり大きいと思うので、その辺の意見を拾えているのかということが一つと、先ほどの説明で、調布、小金井、立川、あきる野とかあったと思うんですけど、これは半年分を負担するというところで一緒ということなのか、その辺が分からなかったのもう一回。他市は何を同じようにしているのかということ、ごめんなさい、分からなかったのもう一回説明をお願いいたします。

それで、10月1日から値上げしていくということになると思うんですけども、これはちょっと言いにくいんですが、令和6年、令和7年の利益を利用して値上げをしないように市のほうで負担していると思うんですけど、市民に負担をかけないように、その利益を使って負担を半年間してくれているということなんですけれども、その延長というか、もっと市民のために利益を使っていくよというような議論というのはあったのかということを知りたいです。3点お願いいたします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥 恵 下水道課長補佐 順次お答えいたします。

まず、事業所からの今回の使用料改定に当たっての御意見というところでございますが、使用料の改定をするに当たっては、協議会を立ち上げて議論していただいたものに対しての答申から進めたものですが、その協議会の中でも、実際の大口の事業者の御意見を聞いてほしいという御意見が委員からございましたので、一部ではあるんですが、大口の事業者のほうに御意見を伺いながら、その意見を委員会でも委員の方に共有させていただきながら議論を進めたところでございます。

2点目の他市の状況でございますが、それぞれ下水道使用料の改定時期というのは異なっておりまして、まず立川市については令和9年の1月から、調布市については本市と同じ今年の10月から、あきる野市については令和8年4月からという形で、それぞれまちまちで、維持管理負担金についての補填と申しますか、そういったところは、それぞれの下水道事業の経済状況等にもよるのかなと考えているところでございます。

最後、10月1日からの本市下水道使用料の改定時期を延ばすような議論、考え方というところでございますが、先ほども御答弁させていただいた、いわゆる今までの利益剰余金等の補填というところを詳しく御説明させていただきますと、令和6年度決算において9月議会で御承認いただきましたものについては、未処分利益剰余金という形で約3億円ございます。また今回、先ほどの議案で出させていただいた補正予算で見込んである令和7年度の純利益については約2億円、合わせて5億円でございます。今回の当初予算での純損失については、約5億円マイナスを見込んでおりますので、そういった形で経営面で判断しますと、10月1日の改定で必要な使用料収入をいただくというところがぎりぎりのラインというか、そういった経営判断をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。野口委員。
  - 野口なおお委員 ありがとうございます。今後も本当に大変なことになると思いますが、またお話を聞かせていただきたいと思っております。ありがとうございます。
  - 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。稲津委員。
  - 稲津憲護委員 私からは、この予算案自体に対しては非常に重要な予算でもあるということは認識しておりますので、賛成はもちろんしていきたいと思っておりますが、意見ということでちょっとお話しすると、やっぱり老朽化対策に力を入れるということと同時に、工事もちろん行うわけですから、一般市民の方で該当する箇所、特に生活道路とかに該当するところでの老朽化対策というか、管路の改修工事だと、舗装した面の道路の使い方というところではいろいろと、カッターで切ってやるだけとなると、後で舗装した道路が凸凹になっちゃって、もうちょっと何とかならないかというのは結構話を聞くんですよね。その点を、道路課長もいらっしゃいますけども、ぜひそのところはなるべく滑らかになるように今後も努めていただきたいなというのが一つあります。
- また、もちろん工事をやるに当たっては周知徹底は、近隣の方にはしていると思うんですけども、万が一、いろいろ問合せとかの対応等でありましたら、ぜひ丁寧にやっていただきたいということを申し上げて、この予算案には賛成をいたします。

以上です。

- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 奈良崎久和委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決いたします。  
お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第34号議案は可決すべきものと決定いたしました。